

## 要望に対する回答

### 1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

#### (1)雇用対策の充実・強化について

##### ①大阪雇用対策会議の定期的な開催について

特定産業における人材不足、雇用のミスマッチ、女性労働者の活躍促進、就職困難層への施策充実など、雇用環境をめぐる課題は多く存在する。そこで雇用創出・確保に限定することなく、幅広い雇用対策の拡充を目的として「大阪雇用対策会議」を開催し、実務者レベルから協議をスタートさせるなど、行政・経済団体・労働団体が一体となって取り組むこと。

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

本市も参画する「大阪雇用対策会議」につきましては、会議構成団体の意向等を踏まえ、今後も引き続き連携・協力していきます。

また、本市は大阪労働局が設置する「大阪働き方改革推進会議」に参画し、働き方改革関連法等の内容及び支援策の周知をはじめ、女性など多様な人材の活躍促進や、誰もが活躍しやすい職場環境の整備などに関して、国、地方自治体、労働団体、経済団体、金融機関等地域の関係者と情報共有や意見交換を行い、必要な取組を連携して行っています。

今後とも、関係機関と連携・協力し、あらゆる人材の活躍と雇用の確保を図る観点から、有効性の高い取組を行っていきます。

#### (2)就労支援施策の強化について

##### ①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

本市では、(公財)堺市就労支援協会（ジョブシップさかい）内に堺市地域就労支援センターを開設し、障害者、ひとり親家庭の親、中高年齢者など就職困難な方々に対し、就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っています。また、働く意欲が高い障害者や、55歳以上の求職者に対して、ハローワークと連携して定期的に就職面接会なども実施しています。

これらの事業実施にあたっては、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」や、本市が事務局を務める堺雇用労働推進会議（堺市域労働ネットワーク）等を活用

し、国、府、各市町村、経済団体、労働団体等の関係機関と情報交換を行いながら、連携・協力を図り、地域における労働課題の解消に向けて取り組んでいきます。

## ②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

(回 答) 健康福祉局 障害福祉部 障害者支援課

障害者の就労支援の専門機関として、精神障害のある方も含め、「障害者就業・生活支援センター」において、就労を希望する障害者の能力や特性を把握したうえで、必要に応じてハローワークなど就労支援に携わっている関係機関と連携しながら、就職に向けた支援を行っています。

また、就職後も本人や事業所からの相談に応じサポートするなど職場定着に向けた支援に取り組んでいます。

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

障害者雇用の促進を図るため、障害者雇用に積極的に取り組む市内中小企業等を情報提供や奨励金の交付等により支援する「堺市障害者雇用貢献企業認定制度」において、昨年度「精神障害者新規雇用企業」の認定区分を追加し、令和元年度は15件の認定を行いました。

加えて、ハローワーク堺との共催による障害者雇用の促進に関するセミナーや障害者就職面接会、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との共催による障害者の雇用管理に関する講座を定期的を開催しています。

また、既述の堺市地域就労支援センターにおいて、障害者など就職困難者の個別の状況に応じた就労相談や職業能力開発講座等の就労支援を行っているところです。

今後とも、障害者の雇用促進及び障害者一人ひとりの自立・就労に向けた各種支援を進めていきます。

## ③女性の活躍推進と就業支援について

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

(回 答) 市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課

本市では、「第4期さかい男女共同参画プラン（改定）」（平成29年度～令和3年度）の基本課題の一つ「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画として位置付け、職業生活において女性の個性と能力が十分発揮できるようさまざまな取組を実施しています。

固定的な性別役割分担意識を解消し、性別にかかわらず誰もがそのライフスタイルやライフステージに応じ、仕事と家庭生活を両立できる環境整備に取り組んでいます。

また、これらの取組について、事業所管部局による進捗管理と評価を、毎年度行っています。

（回 答）産業振興局 商工労働部 雇用推進課

本市では、就労意欲のある女性に対して、さかい JOB ステーション内「女性しごとプラザ」において、女性求職者の状況に応じて、就職につながるカウンセリングや「堺マザーズハローワーク共催セミナー」などの就職支援セミナー、求人企業情報の提供及び企業とのマッチングなど総合的な就職支援に取り組んでいます。加えて、本年度、女性の再就職を支援するため、出産、育児、介護等を理由に退職された女性のキャリアブランク解消を図る「女性のための再就職講座」を開催したところです。

さらに、ダイバーシティ経営や仕事と家庭の両立支援に関するセミナーの開催、女性の職域拡大につながる職場環境整備に必要な経費の一部を市内中小企業に補助するなど、女性をはじめ誰もが能力を発揮できる職場環境の構築に向けた支援を行っています。

今後とも、「女性しごとプラザ」の支援の充実に取り組むとともに、様々な立場にある女性求職者に対する切れ目のないきめ細かな就労支援に、庁内外の関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

### **(3) 労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について**

#### **① 「同一労働同一賃金」と事業主「パワーハラ防止義務」の周知・徹底について**

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

（回 答）産業振興局 商工労働部 雇用推進課

既述の「大阪働き方改革推進会議」との連携を通じて、平成 31 年 4 月 1 日から順次施行されている働き方改革関連法に関する情報について、広報さかいや市ホームページ、チラシの配架など各種の広報媒体を活用し、中小企業を中心とする市内企業及び労働者へ積極的に周知を行っています。加えて、昨年に続き令和元年 11 月には大阪労働局と共催で、「働き方改革セミナー」を実施し、市内事業所に働き方改革に関する法令や制度の情報提供を行うなど、関係機関と連携しながら、新たな法制度の周知を図っているところです。

本市の労働相談で増加傾向にあるパワーハラスメントは、社員のメンタルヘルスを悪化させ、職場全体の士気や生産性を低下させるとも指摘されています。引き続き、パワーハラスメント防止も含め、大阪労働局など関係機関と連携し、中小企業を中心とする市内企業及び労働者へ積極的に労働関係法令等の周知を行っていきます。

## ②法令遵守・労働相談機能の強化について

**長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

労働者や事業主が抱える雇用・労働問題は、解雇・退職勧奨や賃金未払をはじめ、ブラック企業、ブラックバイト、雇用保険、セクハラ・パワハラ問題に至るまで非常に多岐に及んでおります。

本市では雇用・労働に関する相談窓口を設け、職場におけるトラブルや悩みに対して、専門の労働相談員が、個別の状況にきめ細かく対応しながら、労働に関する法令や制度の情報提供や助言を行うなど、雇用・労働問題の解決を支援しており、令和元年度上半期（4 月～9 月）には 342 件の相談がありました。さらに、社会保険労務士会との連携による月 1 回の土曜日の相談も実施しているところです。

今後とも労働者や事業主の身近な相談機関として、雇用・労働問題の解決を支援していくとともに、安心して働ける職場環境の整備を促すため、関係機関と連携を図りながら、労働関係法令等の周知等に取り組んでいきます。なお、SNS の活用については、他市の状況やニーズの把握に努めます。

## (4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げら

れている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

（回 答）健康福祉局 長寿社会部地域包括ケア推進課、介護保険課、  
介護事業者課

本市におきましては、高齢福祉分野における、介護人材の確保及び育成に関して様々な取組を実施しています。具体には、「働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」として、労働環境の改善や業務効率の向上等についての優れた取組を行っている介護事業所表彰に併せて、事業所表彰に応募した事業所のうち、同一法人で10年以上継続して働き、高齢者の自立支援や地域貢献等、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員を表彰する「きらめき職員表彰」を実施しています。表彰された事業所等の取組を他の事業所に波及させ、介護人材の確保及び定着、介護に対するイメージの向上につなげることを目的として取り組んでいます。

また、研修体制を構築し、新任期、中堅期、管理期を対象に実施しています。管理期では、介護現場の生産性の向上や外国人人材活用をテーマに研修会を実施しています。中堅期では、マネジメントを学ぶ研修として、現場に必要な研修を計画するプロジェクトチームを結成し、新任期から中堅期向けの研修会を実施するなど、人材育成に向けた取組を行っています。

その他、高齢者福祉施設職員の研究活動等の発表を通し、市内の高齢者福祉に関わる職員がともに学び合い、日々の業務の活力とすること、また、福祉と介護の魅力を社会に発信することを目的として「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催しています。また、これと同時に学生等を対象とした就職相談会を開催しており、人材確保に努めています。

また、介護職員の処遇改善については、国制度では、これまでの処遇改善加算に加えて、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める介護職員等特定処遇改善加算が、令和元年10月から実施されました。

国制度以上の加算等の賃金改善に資する取組については、給付と負担のバランス等を勘案しながら検討する必要があると考えます。

本市におきましては、他の政令市等と連携し、介護職員の離職防止など定着に結びつくよう対策を講じることを、引き続き国に対し要望してまいります。

（回 答）産業振興局 商工労働部 雇用推進課

15歳から39歳までの若年者と全年齢の女性に対しては、既述のさかいJOBステーションにおいて、求職者の状況に応じたきめ細かなキャリアカウンセリングの実施をはじめ、市内求人企業の情報提供や、金融機関と連携した企業説明会、企業と求職者との交流会を定期的で開催するなど、企業と求職者の相互理解を深め

る交流に重点を置いた支援を行っています。

職場定着支援については、就労中の方を対象に、働く上での相談対応を行うとともに、職場での人間関係を円滑にするためのコミュニケーションスキル向上などのセミナーや、同年代の働く仲間と情報交換し、仕事への意欲向上につなげるための交流会を開催するなど、早期離職の防止に向けた取組をきめ細かく行っています。

今後とも、企業と求職者の場づくりや若年者の定着支援施策に取り組んでいきます。

## (5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

### ①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

(回答) 市民人権局 男女共同参画推進部 男女共同参画推進課

本市では、「第4期さかい男女共同参画プラン(改定)」(平成29年度～令和3年度)において「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進」を基本課題の一つに位置付け、性別にかかわらず、仕事と育児や介護、地域活動などが両立できる社会の実現に向け、さまざまな取組を実施しています。

啓発冊子等による育児・介護休業法をはじめとする労働関連法令の周知や制度の情報提供、多様な保育・介護サービスの提供、男性の働き方を見直すための意識啓発など、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。

今後とも引き続き、市民一人ひとりが年齢や性別にかかわらず、安心して働き続けられる社会の実現に向けた取組を着実に推進してまいります。

(回答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進に関しては、「第4期さかい男女共同参画プラン(平成29年3月改定)後期実施計画」において、基本課題の1つとして位置づけ、法令や制度、仕事と家庭の両立支援先進企業の事例などを紹介するセミナーを開催するなど、ワーク・ライフ・バランスの社会的気運を醸成し、ライフスタイルに応じた多様な働き方の普及に努めています。

また、「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間(11月)」において、大阪労働局や大阪府と連携し街頭啓発活動を行ったところです。

今後とも、庁内外の関係機関と連携しながら、女性をはじめ、あらゆる人材が活躍できるよう、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図ってまいります。

## ②治療と職業生活の両立に向けて

**がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。**

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療推進課

がんなどの疾病をかかえる市民の治療と職業生活の両立に向け、本市では、医療機関やがん患者及び家族等で構成される団体等と連携し、がん患者及びその家族等からの相談への対応や病気や制度等を正しく理解するための講座の開催などを行っています。

また、連携しているがん診療連携拠点病院のがん相談支援センターでは、治療と職業生活の両立についての相談にも対応しています。

今後も、より多くの市民が、がんについて正しく理解し、検診を受診する市民の増加に努めるとともに、がんに罹患しても治療と仕事を両立し、これまでの生活が継続できるような環境づくりに向け、治療と仕事の両立支援のあり方について、研究してまいります。

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

市ホームページをはじめとする各種の広報媒体を活用し、治療と職業生活の両立についての情報提供に取り組むとともに、今年度は健康経営セミナーにおいて、事業主に対する仕事と治療の両立支援に関する啓発を行いました。

今後とも、庁内外の関係機関と連携しながら、市内事業所等において、病気を抱える労働者の方にとって、就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう啓発を行ってまいります。

## **(6)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について**

**各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、不当労働行為と認定された企業における命令の履行状況調査などを大阪府と情報共有し、対応を強化されること。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

不当労働行為や救済申立事件等について、厚生労働省や大阪府労働委員会の情報を、市ホームページを通じて周知に努めています。

加えて、本市では雇用・労働に関する相談窓口を設け、不当労働行為に該当する事案を含めた職場におけるトラブルや悩みに対して、専門の労働相談員が、個別の状況にきめ細かく対応しながら、労働に関する法令や制度の情報提供や助言を行っています。

今後とも、労働者の身近な相談機関として、労働問題の解決を支援していくとともに、憲法で保障された団結権の実効性の確保等に向けて、関係機関と連携を

図っていきます。

### **(7) 外国人労働者が安心して働くための環境整備について**

**地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。**

**また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。**

(回 答) 文化観光局国際部国際課

産業振興局商工労働部雇用推進課

市内企業を対象として、外国人雇用に関する最新の法律や制度等に関するセミナーを開催するなど、関係機関と連携しながら外国人雇用について正しい理解を深めるための啓発に取り組んでいます。

また、本市では、在住外国人市民に対し多言語での生活情報の提供や生活相談、入門レベル対象の日本語教室の開催や地域日本語教室への支援等を行っています。国際交流プラザの窓口相談については、令和元年8月より翻訳ソフト等を導入し、対応言語を11言語に拡充し、対応しております。

今後とも、関係機関と連携し、市内企業に対して外国人の適切な受入れを促していくとともに、外国人市民が安心・安全に暮らせる多文化共生のまちづくりを進めてまいります。

## **2. 経済・産業・中小企業施策**

### **(1) 中小企業・地場産業の支援について**

#### **① ものづくり産業の育成強化について**

**MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課、雇用推進課

本市では、公益財団法人堺市産業振興センターを中心に、市内ものづくり中小企業の総合的支援を行っており、MOBIOとも広域の販路開拓やビジネスマッチングにおいて連携した事業を行うなど、市内中小企業の成長に資する支援を協力して行っています。

また、中小企業診断士等各種有資格者の登録専門家（登録者数100名超）を派遣する「エキスパート派遣事業」では、現場改善取り組み支援や生産ライン見直し支援など中小企業が抱える経営・技術課題等の解決を支援しています。



引き続き国・大阪府等との連携を強化しながら、支援施策の充実を図り、ものづくり産業の強化に努めてまいります。

女性のものづくり中小企業への就職促進については、女性や若年者の総合支援拠点であるさかい JOB ステーションにおいて、製造業など市内事業所と求職者とのマッチングやキャリアカウンセリング、定着支援などに取り組んでいるところです。

さらに、ダイバーシティ経営に関するセミナーを開催したり、女性の職域拡大につながる職場環境整備に必要な経費の一部を市内中小企業に補助したりするなど、女性が能力を発揮できる職場環境の構築に向けた支援を行っています。

今後とも、庁内外の関係機関と連携しながら、女性のものづくり中小企業への就職促進や定着を図ってまいります。

## ②若者の技能五輪への挑戦支援について

**ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

中小企業の技能伝承と後継者育成のため、公益財団法人堺市産業振興センターにおいて、近畿職業能力開発大学校と協力し、ものづくり現場の若手社員の方等向けに、実際に機械を操作しながら加工技術の基礎を学ぶ機会を提供する「テクノオープンカレッジ」を開催しています。また、新製品、新技術の開発等に対応できる人材を育成するため、大阪産業技術研究所の協力のもと、「産業技術セミナー」を開催しています。

加えて、堺溶接工業協会、堺市商工会議所と協力し、「堺市溶接技術コンクール」を開催し、溶接技術の向上と溶接技術者の資質向上を支援しています。

今後も中小企業の経営基盤を強化するため、国・大阪府等との連携を強化し、技能の継承と後継者育成を図ってまいります。

## ③中小・地場企業への融資制度の拡充について

**中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

本市では、市内中小企業の資金調達を円滑に進めるため、大阪信用保証協会の保証付融資以外に（公財）堺市産業振興センターを保証機関とする制度融資も実施しています。

同センターの保証付融資では、多岐に渡る資金需要に対応するため、多様な融

資メニューを設けています。特に、最も利用の多い「堺市中小企業経営安定特別資金融資」は、売上高が減少した場合等に利用できる制度で、セーフティネット融資としての側面を備えており、長期返済を可能とすべく融資期間を最長10年としています。

また、無担保融資として、小規模事業者向けの融資「堺市中小企業振興資金融資（無担保）」と「堺市中小企業設備投資応援資金融資（無担保）」を実施しており、当該2融資は、大阪府と連携して行う大阪信用保証協会の保証付融資としています。

今後も社会経済情勢を注視しながら、中小企業者のニーズに応じた融資制度を構築し効果的な支援に努めてまいります。

#### ④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

（回 答）産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

堺商工会議所におきましても、毎年BCP策定セミナーを実施しており、産業支援機関が連携して中小企業がBCPについて学ぶ機会を出来る限り多く設けています。

その結果、策定済みであるが内容の見直しを行う企業や、受講に合わせて策定に取り組む企業が見受けられるなど、一定の成果がみられます。

加えて堺市の制度融資では、BCPを策定し、それに基づく設備投資を行う中小企業者に貸付利率の優遇を行っています。

今後とも、関連支援機関と連携し、BCP策定の重要性や有効性等の周知を図るとともに、市内中小企業がスムーズにBCP策定に取り組めるよう、専門家を派遣するなど積極的な支援を講じてまいります。

#### (2) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

(回 答) 財政局 契約部 契約課

本市では、受注者と締結する工事契約約款において、「受注者は、この約款に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と明記しています。

また、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法及び下請適正取引等の推進のためのガイドライン等の趣旨を踏まえ、落札業者に対して、「下請契約における関係者に対し、建設工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること」や「工事費の積算は、公共工事設計（二省協定）労務単価に基づく労務単価で積算しているので、この点に十分留意し、建設労働者の賃金の支払について適切な配慮をすること」など元請下請取引の適正化に努めるよう文書で指導しています。

なお、業務委託契約においては、再委託を原則認めていませんが、業務の内容・性質から業務の一部を再委託する相当の理由について本市が認めた場合に限り、一部再委託することを可能としております。この場合においても、契約書に日本国の法令の遵守について明記しており、受注者に対して下請代金支払遅延等防止法などを含む法令の遵守を義務付けています。

本市としては、今後とも、下請取引について、より一層の適正化を図るために、各種施策を進めてまいります。

### **(3) 総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について**

**公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。**

(回 答) 財政局 契約部 契約課

公契約条例については、国の動向や他都市の状況を注視しつつ、公契約条例の制定の可否等に関する研究をしてまいりました。併せて、条例の主旨とされる公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、公契約の適正な履行の確保に向けて取り組んでまいりました。

こうした研究を踏まえ、公契約条例の制定にあたっては、次に述べる課題や問題点があると認識しております。

例えば、「本条例による賃金水準では、施工能力があるにも関わらず、経営余力が十分でないために賃金水準を高くできない中小事業者が結果的に入札から排除されるなど、入札の公平性が損なわれるおそれがあること」や、「賃金等の労働条件は労使間で自主的に決定されるものであり、市が労使間の契約内容に関与することは、両者の契約の自由を制限することになりかねないこと」、「下請業者も含めた労働者の賃金台帳等の作成及び市への提出等の義務付けにより、受注者の事務負担が増加すること」などが挙げられます。

こういった課題や問題点があることから、最低賃金を初めとする賃金・労働条件の基準などの整備につきましては、国の施策において実施されるべきものであ

ると考えており、本市としては、慎重に対応する必要があると認識しております。

本市としては、引き続き、国や他の地方公共団体の状況を注視しつつ、公契約に従事する労働者の適正な労働環境及び適正な履行の確保、住民福祉の増進に向けて取り組んでまいります。

なお、見出し中に記載のある「総合評価入札制度の早期拡充」についてですが、本市では、平成19年度から建設工事において、総合評価落札方式を実施しており、評価項目を増やすなど、拡充に取り組んできたところです。

また、業務委託契約においては、本庁舎や一部の区役所における清掃業務において、障害者等の就職困難者の雇用に関する取組等を評価項目に含めた総合評価入札を試行実施しております。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

#### (1) 地域包括ケアの推進

**住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課

本市では、地域包括ケアシステムの実現に向けて、地域でさまざまな主体が力を合わせ、支え合う社会を構築することをめざし、「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を平成30年10月に施行しました。この条例に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の構築をめざし、「地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画」を策定しました。今後は、この計画に基づき、より効果的・効率的な施策推進を図ってまいります。

また、「地域包括ケアシステム」を構築・深化・推進する上では、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などの様々な分野で、専門的な知見と実践的な経験を有する方から幅広くご意見をいただくことが重要と考えております。このような観点から、平成30年12月に設置された地域包括ケアシステム審議会においては、学識者や、医療・介護分野の関係者、自治会・民生委員児童委員・校区福祉委員会・老人クラブ・介護者の会などの高齢者福祉に関わる市民団体の代表者、市議会議員など、様々な方に委員としてご就任いただいております。「地域包括ケアシステム」の推進に際しては、こうした審議会の場での議論に加えて、パブリックコメントの実施や市議会における議論など、様々な形で幅広くご意見を伺う機会を設けており、今後も、実態調査の実施などを通して、市民ニーズの把握に努めてまいります。

市民への周知に関してですが、「地域包括ケアシステム」を推進する上では、あらゆる世代にその意義をご理解いただき、連携・協力を図っていくことが重要と認識しております。そのため、これまでから、市内全戸に配布される広報さかいでの特集記事の掲載や市民向けのリーフレットの作成・配布など、市民への周知を行ってきました。今後も、より多くの皆様に「地域包括ケアシステム」の意義をご理解いただけるよう、周知・啓発の強化に努めてまいります。

## **(2) 予防医療のさらなる推進について**

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療推進課

特定健診やがん検診の周知啓発につきましては、広報及び市ホームページなどを活用し積極的に情報発信するとともに、不定期受診者や未受診者に対して個別勧奨を行っているところです。

また、大阪府が主体となって取り組む「アスマイル」につきましては、本格実施となった令和元年10月に広報さかいにおいて市民のみなさまにPRいたしました。

本市では、市ホームページなどにより、健康に関する事業や情報の発信を行っております。その他、本市とともに健康情報の発信に取り組む企業や保健医療関係団体にも、主体的な周知にご協力をいただいております。

今後も、より効果的な啓発方法について検討してまいります。

## **(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善**

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

(回 答) 健康福祉局 健康部 健康医療推進課

堺市立総合医療センターの人員管理を含めた運営は、平成24年4月から地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「機構」という。）が担っています。本市は、機構に対し、設立団体からのミッションとして第2期中期目標を定め、その中の「2やりがいを感じ、働きやすい病院づくり」という項目において、職員の働きやすい職場環境整備やキャリアアップ支援などに取り組むよう指示しています。機構では、短時間労働制や院内保育所の整備、また職員のキャリアアップにつながる

研修受講の支援などに取り組んでいます。

#### **(4) 介護サービスの提供体制の充実にむけて**

##### **① 介護労働者の処遇改善と人材の定着**

**今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課、介護事業者課

高齢福祉分野における、介護人材の確保及び育成に関しては、「働きやすく魅力あふれる介護事業所等表彰」として、労働環境の改善や業務効率の向上等についての優れた取組を行っている介護事業所表彰に併せて、事業所表彰に応募した事業所のうち、同一法人で10年以上継続して働き、高齢者の自立支援や地域貢献等、幅広い視野で介護サービスの質の向上に寄与している職員を表彰する「きらめき職員表彰」を実施しています。表彰された事業所等の取組を他の事業所に波及させ、介護人材の確保及び定着、介護に対するイメージの向上につなげることを目的として取り組んでいます。

また、研修体制を構築し、新任期、中堅期、管理期を対象に実施しています。管理期では、介護現場の生産性の向上や外国人人材活用をテーマに研修会を実施しています。中堅期では、マネジメントを学ぶ研修として、現場に必要な研修を計画するプロジェクトチームを結成し、新任期から中堅期向けの研修会を実施するなど、人材育成に向けた取組を行っています。

その他、高齢者福祉施設職員の研究活動等の発表を通し、市内の高齢者福祉に関わる職員がともに学び合い、日々の業務の活力とすること、また、福祉と介護の魅力を社会に発信することを目的として「さかい福祉と介護の実践発表会」を開催しています。また、これと同時に学生等を対象とした就職相談会を開催しており、人材確保に努めています。

また、集団指導及び実地指導を通じて、従業者の資質向上のため研修の機会を確保するよう周知を図っています。また、訪問介護サービスの質の確保を図るため、平成20年度より市内全訪問介護事業所のサービス提供責任者を対象とする研修会を毎年開催しています。

本市の介護福祉人材の状況をみながら、介護福祉職員が働く職場環境の課題を把握し、処遇の改善につながるよう国に要望してまいります。

今後も介護福祉の人材確保・育成に努めるとともに、人材の定着に向け、職場環境の改善につながる取組を推進してまいります。

##### **② 地域包括支援センターの充実と周知徹底**

**地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。**

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課

本市では、高齢化が進む中で、地域包括ケアシステムの中心的役割を担う高齢者の総合相談・支援の拠点として21の日常生活圏域に各1カ所の地域包括支援センターと、各区に1カ所の基幹型包括支援センターの合計28カ所の地域包括支援センターを設置しています。

基幹型包括支援センターは、区内の地域包括支援センターの統括や後方支援を行うとともに、困難事例や権利擁護を必要とする事案については、地域包括支援センターとともに対応しています。

高齢者に適切なサービスを提供できるよう、職員の資質向上を図り、地域の関係機関や団体との連携を推進するとともに、地域包括支援センターの役割の周知に取り組んでまいります。

## **(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて**

### **①待機児童の早期解消**

**待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。**

(回 答) 子ども青少年局子育て支援部幼保推進課

本市では、平成27年3月に「堺市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間：平成27年度～平成31年度)を策定し、以降、毎年度、「堺市子ども・子育て会議」において進捗管理を行い、待機児童解消に向けた取組などを推進してきました。

なお、現在、第2期計画の策定に関して、「堺市子ども・子育て会議」での検討・審議を開始しており、パブリックコメント等を経て、今年度中に第2期事業計画(計画期間：令和2年度～令和6年度)を策定する予定としています。

待機児童の解消に向けては、これまでに既存施設の増改築、私立幼稚園の認定こども園への移行、幼保連携型認定こども園の新設、小規模保育事業の新設などにより受け入れ枠の拡大を行ってきました。

このような中、平成30年度に5歳児から段階的に実施している第2子の保育料無償化や、令和元年10月から開始した国の幼児教育・保育の無償化なども相まって、保育ニーズは更に上昇すると考えており、平成30年度から4年間で過去最大規模の3,600人を超える受け入れ枠の整備を進めていく予定です。

また、施設に対しては、指導監査や小規模保育事業に対して保育に関するアドバイスをを行う巡回支援などにより、適正な保育の確保に努めています。

## ②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課、幼保運営課

安心・安全な教育・保育を実施していくうえからも、保育士が働きやすい職場環境づくりを進め、就業の継続を図っていくことや、保育士の資質向上を図っていくことが必要と考えています。

職員の平均経験年数やキャリアアップの取組に応じた公定価格上の加算や、技能・経験に応じた追加的な加算について、市も応分の負担を行っているとともに、処遇改善の更なる拡充について、国にも働きかけています。

また、従来、市の単独補助によって国の公定価格を上回る職員配置を可能とする補助項目を多く設定しているほか、保育士等の業務負担の軽減に向けた保育補助者の雇上げに対する補助や、休暇取得率向上などの就業環境改善によって、職員のモチベーション向上や業務負担の軽減に取り組む施設への補助を行うなど、保育士の処遇改善や負担軽減、働きやすい職場環境を整えることができるよう努めています。

保育の質の向上に関しては、市内の教育・保育施設の職員を対象に、保育に関する専門知識や技術について幅広く学びながら、自らのスキルアップやキャリアアップに資するものとなるよう、経験年数や専門分野別に、さまざまな研修や講座を企画・実施しています。

なお、運営事業者向けの説明会などにおいて、これら制度内容の周知を図るとともに、民間保育事業者からの意見や要望をお聞きしながら、内容のさらなる充実に努めます。

(回 答) 教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課

放課後児童支援員等、本市放課後児童対策事業に従事していただいている指導員の処遇改善は課題であると認識しており、今後も予算の確保に努めます。

## ③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課

子育て支援部 幼保推進課

病児保育事業につきましては、堺市子ども・子育て支援事業計画に基づき、5カ



所の施設を設置しました。

また、平成 30 年 3 月から市内全域を対象とする訪問型病児保育事業を実施するとともに、平成 30 年 5 月からニーズの高い北区の施設について、定員増を図りました。

子ども・子育て支援交付金などの財源を確保しながら、病児保育事業を推進します。

このほか、延長保育、夜間保育、休日保育についても、それらの円滑な実施が図られるよう、必要な財源の確保などに努めていきます。

#### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援

**企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。**

(回 答) 子ども青少年局 子育て支援部 幼保推進課

企業主導型保育事業については、地域のお子さんの受け入れ枠を、定員の 50% 以内で設定することが可能となっていることから、保育の受け皿の計画的な整備を補完するものとして、市としてもその整備を促進しています。

現在、市内において、企業主導型保育事業は 20 カ所が開設されており、企業主導型保育事業は認可外保育施設でもあることから、本市において、毎年、『運営状況報告書』の提出を受け、児童福祉法に基づく立入調査を実施しています。

なお、企業主導型保育事業の国の助成決定などに対しては、地域枠の設定等に関する自治体の意見やその保育ニーズを反映できる仕組みの整備などを国に要望しています。

#### (6)子どもの貧困対策について

**各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。**

(回 答) 健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

平成 27 年度から、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、市民税非課税世帯等の高校生等を対象に、学習できる場であり、居場所となる場を無料で提供し、学習習慣の形成、自己肯定感の醸成や高校中退の未然防止を図ることを目的として、堺市学習と居場所づくり支援事業を実施しております。平成 30 年度には支援場所を 1 カ所増設し、令和元（平成 31）年度には、対象者を中学生にも広げております。今後も、一人ひとりの子どもに寄り添った支援を実施していくとともに、事業内容の充実・強化を図ってまいります。

(回 答) 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども企画課

本市では、様々な家庭環境で暮らす子どもたちに安心して過ごせる居場所と食事などを提供し、子どもたちを見守り、必要に応じて適切な支援につなぐ「子ども食堂」の活動の輪を広げ、支えるため、「さかい子ども食堂ネットワーク」を構築し、地域の様々な団体が実施する子ども食堂の開設や運営をサポートしています。

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を越えて連鎖することのない社会の構築に向け、関係部局が密接に連携し、子育てを支援する取組の充実・強化に努めてまいります。

(回 答) 教育委員会事務局 総務部 学務課

本市では、公立の小・中学校（国立、支援学校は除く）に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭のお子さんに、学用品費や小学校給食費などの費用の一部を援助する、就学援助制度を実施しています。

### **(7)子どもの虐待防止対策について**

**児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。**

(回 答) 子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課、子ども家庭課

本市では、児童虐待防止推進月間である11月を中心に、市のホームページや広報さかい、啓発リーフレットの配布など、さまざまな方法で、虐待に関する認識を深める啓発と、虐待に気づいた際の相談・通告先の周知を行っています。なお、「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発強化期間が同じ11月であり、児童虐待とDVには関係性があることから、両運動のシンボルであるオレンジとパープルのリボンを左右に並べた独自の「ロゴマーク」を作成し、共同して虐待・暴力の根絶に向けた啓発を行っています。

次に、児童虐待を予防するために、まず、要支援者を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、妊娠届出をされたすべての方に保健師が面接を行い、必要に応じて継続的な支援を行っています。

また、家庭や地域での孤立感を防ぐため、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や保護者の心身の状況及び養育環境等の把握などを行う「乳児家庭全戸訪問事業」、子育てに不安や悩みがある方を訪問し、子育ての情報提供や相談・助言などを行う「子育てアドバイザー派遣事業」、訪問による家事・育児援助を行って心身の負担を軽減する「育児支援ヘルパ

一派遣事業」、お子さんとお母さんが助産所に宿泊し、心身のケアや育児のアドバイスを受けることができる宿泊型の「産後ケア事業」、助産師が妊娠中から産後の母体や乳児の発育の相談に応じる「助産師による育児ひろば事業」を実施しております。

さらに、産婦健康診査を公費で実施しており、こころの健康チェックの結果、支援が必要な産婦のフォローを行っています。

なお、各区子育て支援課と保健センターを、「子育て世代包括支援センター」と位置づけて連携しており、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施しています。

あわせて職員の専門性を高める研修などについても取り組んでいます。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

### (1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

(回 答) 教育委員会事務局 教職員人事部 教職員企画課、教職員人事課

学校教育の一層の充実を図るため、学級編制基準の改善及び教職員定数の増員について、国に対し引き続き要望いたします。

また、教職員の長時間勤務は本市教育委員会として喫緊の課題であると認識しており、平成 30 年 3 月には「堺市教職員働き方改革プラン SMILE (スマイル)」を策定し、教職員の長時間勤務改善と一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現をめざしています。

教職員が子どもの指導に専念できる教育環境の整備に努めるとともに、教職員の健康の保持増進につなげることで、学校園における教育活動の充実につなげてまいります。

### (2) 奨学金制度の改善について

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

(回 答) 産業振興局商工労働部雇用推進課

教育委員会事務局総務部学務課

日本学生支援機構の大学生等に対する奨学金事業について、指定都市教育委員・教育長協議会を通じ、平成 29 年度から創設された給付型奨学金事業における対象者の拡大、給付の増額等一層の事業の充実を図るよう要望しているところです。

なお、他地域の奨学金返済支援制度については、若い世代の深刻な転出超過や地域産業の担い手の確保など、それぞれの地域が抱える課題解決のために実施されている事業であると認識しています。

今後、他都市の実施状況及び内容等の把握や、市内企業や若年求職者のニーズ把握に努めていきます。

### **(3)労働教育のカリキュラム化について**

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

労働契約や労働時間、有給休暇など働く上で知っていただきたい労働法令等に関する知識の普及については、15歳～39歳の若年者等の就職を支援する「さかいJOBステーション」などの就職支援施設での関係資料の配架をはじめ、市ホームページ等の広報媒体を活用し、関係機関と連携しながら周知を図っています。

また、身近な相談機関として設置している本市労働相談窓口において、個別事案ごとに専門の相談員から法令や制度の具体的・実践的な解説を行い、雇用労働に関する知識の醸成を図っているところです。

今後とも、関係機関と連携しながら、労働法制等の周知をはじめとした取組を推進していきます。

(回 答) 教育委員会事務局学校教育部学校指導課

労働教育については、学習指導要領に基づき、学ぶことと自己の将来を見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図っているところです。

また、主権者教育では、社会の諸問題に関心を持ち、将来の主権者としての自覚を持つとともに、物事を広い視野に立って客観的に捉え、公正に判断する態度の育成に向けて、子どもたちの発達段階を十分考慮しながら、進めていきます。

### **(4)人権侵害等に関する取り組み強化について**

#### **①差別的言動の解消**

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

(回 答) 市民人権局人権部人権企画調整課

本市におきましては、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、「堺市人権施策推進計画」を策定し、市政全般を人権尊重の視点を持って推進しているところです。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されたことを受け、その趣旨を踏まえ、本市の実情を考慮しながら施策を推進し、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざしてまいります。

## ②多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBT などのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、堺市においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

（回 答）市民人権局 人権部 人権企画調整課

本市におきましては、LGBT など性的マイノリティの方々に対する理解を深める取組として、これまで、大規模商業施設における啓発行事の実施、市民向け講演会や映画上映会の開催、各区民まつりにおける啓発パネルの展示などを行ってまいりました。また、当事者の方や身近な方などからの相談もお受けする人権相談窓口も設けており、啓発や相談事業に取り組んでまいりました。

また、本年4月に「堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づいて、堺市パートナーシップ宣誓制度を導入するとともに、学校園長を含む本市の全管理職を対象に理解促進研修を実施しました。今後も一人ひとりが互いに人権を尊重し、ありのままを認め合い、誰もが自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組を続けてまいります。

## ③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

（回 答）市民人権局 人権部 人権企画調整課

本市におきましては、「平和と人権を尊重するまちづくり条例」に基づき、「堺市人権施策推進計画」を策定し、市政全般を人権尊重の視点を持って推進してい

るところです。

部落差別解消法については、堺市ホームページやポスター・チラシなどの媒体を活用し、広く住民周知を行っているところです。

今後もより一層、誠実に施策を推進することにより、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりをめざしてまいります。

## 5.環境・食料・消費者施策

### **(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進**

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

(回 答) 環境局 環境事業部 資源循環推進課

食品ロス削減に向けては、堺市では国や府等と連携を図り、市民や事業者を対象に啓発を行っています。

具体的には「食べ残しは『無(ム)』がええやん!プロジェクト」として、30・10 運動の取り組みや食べきり協力店の募集、食品ロス削減に関するパネル展などの啓発を積極的に行うとともに、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加する自治体とも連携した取り組みを進めております。また、今年度からは食品ロスに関する出前講座を新たに追加することで、市民向けへ更なる啓発を行っております。

引き続き、市民及び事業者に対し食品ロス削減に向けた啓発に努めてまいります。

### **(2) 消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策の実施**

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回 答) 市民人権局 市民生活部 消費生活センター

消費生活センターでは、悪質商法や特殊詐欺などの消費者トラブルに対し、その解決に向けた救済や支援、被害の未然防止のための注意喚起や情報提供を行っております。

また、同センターでは、日常の相談業務において消費者の相談内容が、一般常

識を超えた不当や過度な要求である時には、当該消費者に対応できない旨を伝えることにより、個別・具体的に啓発や注意喚起を行っております。

### **(3) 特殊詐欺被害の未然防止対策の強化**

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などを充実させ、周知を徹底すること。

(回 答) 市民人権局 市民生活部 消費生活センター

本市では、特殊詐欺の被害防止のため、大阪府警察と協定を結び、高齢者などの市民に電話をかけて特殊詐欺の手口や被害防止の方法についての説明・注意喚起を実施しています。また、広報誌や市ホームページ、庁内放送など各種媒体を活用した情報発信を行うとともに、警察等と連携したキャンペーンや、イベント、講演会など様々な啓発活動を各地で実施しています。

他方、高齢者の地域課題を話し合う会議や地域包括支援センターの会議においては、消費生活センターから悪質商法や消費者トラブル、特殊詐欺などの現状や被害状況、手口などを説明し、福祉関連部局と連携した地域における高齢者の見守り支援を推進しています。

さらに、警察が実施する特殊詐欺被害防止講習を受講した事業者を「特殊詐欺被害防止協力事業者」として認定し、事業者の業務の範囲内で特殊詐欺の被害防止活動を図っていただくという、大阪府内で初めての取組を実施しています。堺市内の郵便局・ゆうちょ銀行堺店との取組開始をはじめ、高齢者と接する機会の多い福祉施設、福祉事業者、医療機関、金融機関等との連携のもと、被害防止に取り組んでいます。

また、「まちづくり出前講座」のメニューに、特殊詐欺対策に関する講座を開設し、地域の集まりなどに出かけて注意を呼びかけるとともに、特殊詐欺の主な被害者となる高齢者やその家族が多く集う、病院内の待合ロビー等の場所にて、即席の啓発講習を行い、啓発チラシやポップなどの啓発物を配布するなどの啓発を本年度より実施しています。

なお、特殊詐欺の被害を防止するための防犯機能付電話機等の無償貸与や購入補助事業については、本市におけるこれまでの実施状況や特殊詐欺の情勢等を鑑みながら、検討してまいります。

## **6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

### **(1) 交通バリアフリーの整備促進と安全対策**

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実の

ため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。

(回 答) 建築都市局 交通部 公共交通課

本市では、事業者による駅のバリアフリー化に対して補助を行っており、連続立体交差事業中の2駅(南海本線諏訪ノ森駅及び浜寺公園駅)を除く27駅において、エレベーターやスロープの設置による段差解消や、多機能トイレ、障害者誘導ブロックの整備が完了している状況です。

これらの設備の維持管理や設備更新につきましては、鉄道事業者により通常の事業運営の中で行っていただくことが基本であると考えており、財政支援は困難です。

また、ホームにおける接触・転落事故防止に有効な可動式ホーム柵につきましては、大阪市高速電気軌道株式会社が地下鉄全駅への設置を表明されており、市内の3駅についても国及び本市の補助の活用が予定されています。

こういった動きを契機に他の鉄道事業者にも、市の補助制度があることを示しながら、設置の促進を働きかけていきます。

## (2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、事故の未然防止に向けた啓発、後付け安全装置への補助、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度のメニューを増やすこと。また、視認の為にも白線の確認、補修を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

(回 答) 健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課

免許返納の際のインセンティブ制度につきましては、本市では、運転免許を自主返納された後期高齢者の方に対し、タクシー利用券を進呈する事業を平成29年7月から実施しております。当該事業については、効果検証を踏まえながら、今後の事業のあり方について検討をすすめてまいります。

(回 答) 建築都市局交通部公共交通課

本市では、鉄道や路線バスなどの既存の公共交通に加え、駅やバス停から離れた地域における乗合タクシーの運行により、人口ベースで約97%の方が公共交通を利用できる環境となっています。

新たに公共交通空白地域が拡大しないよう、交通事業者と協力し利用促進を図っていきます。



(回 答) 建設局土木部土木監理課

自転車まちづくり部自転車企画推進課

本市では、春と秋の全国交通安全運動の前に運転者講習会を市内で各 30 回実施しております。また、出張型の交通安全教室を地域等の集会場等で実施しております。

高齢ドライバーの安全対策として、国は高齢者の安全運転を支える対策を更に推進しているところであり、大阪府でも国に対して限定条件付き運転免許制度の要請をしています。

本市におきましても、このような国府の動きを踏まえ、事故の未然防止に向けた啓発活動を推進し、自動車の運転に不安を覚える高齢者を支援するため、大阪府等と協調して高齢ドライバーの安全対策に取り組んでまいります。

また、道路の区画線につきましては、所管の地域整備事務所におきまして、薄くなった区画線を更改しており、視認性の向上に努めております。

### **(3) 防災・減災対策の充実・徹底**

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。

(回 答) 危機管理室 危機管理課

ハザードマップなどを活用した防災に関する意識啓発については、ホームページや広報さかいへの掲載、また、各地域の防災訓練や各種イベントでの防災ブース出展などあらゆる機会を活用し、継続的に実施しています。

「避難行動要支援者名簿」については、例年、定期的に調査票を郵送し、希望者には民生委員児童委員が近隣の支援者の状況などの調査を行い、名簿の更新を行っています。

また、地域住民による発災時を想定した避難行動や自主防災訓練、地域の事業者との連携方法等については、「地域防災力向上マニュアル」を平成 30 年 2 月に作成し、地区防災計画の策定に向けた自主防災組織を中心とした地域防災の取り組みが促進されるよう、各区役所が中心となって支援しています。

災害発生時における情報提供については、多様な手段を活用し実施していますが、有用な手段となるホームページは、トップページへの緊急情報の掲載など、市民の方が必要とする情報にアクセスしやすい構成となるよう努めています。

### **(4) 地震発生時における初期初動体制について**

緊急時には、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生にお

いては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

（回 答）危機管理室危機管理課

発災直後から応急復旧、復興の各段階において、膨大な災害対応業務が発生することから、人員不足が発生すると想定しており、これら業務に適確に対応できるよう堺市業務継続計画や堺市災害時受援計画にを策定し、必要となる人員についても国や大阪府、他の政令指定都市などから円滑に受け入れられる体制の構築に努めています。

帰宅困難者対策については、平成 28 年 3 月に策定した「堺市帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき、一斉帰宅の抑制や、一時滞在施設の確保等の取組に努めているところです。また、本市も構成団体である関西広域連合において、大規模災害時に協力コンビニエンスストアなどで水道水の提供やトイレの利用を受けられる「災害時帰宅支援ステーション」事業を実施しています。また、発災直後から帰宅困難者解消までの一連の対策を自治体や関係機関が官民連携して推進するため、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」を本年 9 月に策定しました。なお、これらの内容を令和 2 年 2 月修正予定の堺市地域防災計画に反映する予定です。

外国人観光客向けの災害時の情報提供については、事故や災害、けがなど、緊急時に必要な情報を集約した大阪府が運営する「緊急時お役立ちポータルサイト」で発信されますので、同サイトの広報カードを、観光施設や観光案内所にて配布し、外国人が必要な情報を入手できる環境づくりに取り組んでいます。

#### **(5) 集中豪雨など風水害の被害防止対策**

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え、あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・

**管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。**

(回 答) 危機管理室危機管理課

避難情報の意味やとるべき行動、地域の災害リスクを理解いただき、「自らの命は自ら守る」意識を市民の一人ひとりに持っていただくことが、行政が実施する防災対策で特に重要であると考えています。

小中学校における防災教育や防災訓練や各種イベントでの啓発、市が発行する広報物への掲載などを今後も継続して実施します。

(回 答) 建築都市局開発調整部宅地安全課、建築防災推進課

本市では、梅雨前の5月を「宅地防災月間」と定め、宅地造成工事などによって起こる崖崩れや土砂の流出による災害発生を未然に防ぐとともに、宅地防災に関する知識の普及及び意識の高揚を図る観点から防災パトロールを実施しております。また、広報活動を通じ、土砂災害特別警戒区域における補助制度等の周知を図るとともに、各家庭における石垣・擁壁などの自主点検を促す取組も行っております。

土砂災害特別警戒区域におきましては、指定前から存在する、がけ地近接危険住宅の除去・移転を推進し、安全安心なまちづくりに寄与することを目的として、当該住宅の除去費、移転費、待ち受け壁の設置費用等の補助制度を整備し、広報活動を通じ周知を図っております。

(回 答) 建設局土木部河川水路課

土砂災害では避難が最も重要であることから、その危険性を周知するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）に基づき、大阪府が土砂災害警戒区域等の指定を進め、本市の区域指定は平成28年9月9日の指定により完了しました。しかし、平成29年台風21号では、土砂災害警戒区域以外でも土砂災害が発生し、がけの傾斜や高さが変わった箇所もあることから、新たな区域指定や区域の見直し等について大阪府に依頼しています。

また、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）では、土地の保全是原則土地所有者が行うものとされており、「土地所有者等が施行することが困難又は不相当」な場合については、都道府県が急傾斜地崩壊危険区域を指定し、急傾斜地崩壊防止工事を施行することができるとされています。現在、大阪府では、府内6500箇所ある土砂災害警戒区域の中から災害発生時の影響（老人福祉施設や障害者支援施設などの要配慮者利用施設の有無）および災害発生の危険度（斜面の傾斜度や高さ）の両面から評価し、その中でも特に災害発生時の影響が大きい箇所から順次対策事業を実施しているとのこと。

## **(6) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について**

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

（回 答）建築都市局 交通部 公共交通課

本市は安全・安心なまちづくりを進めていることから、駅構内や車両内での鉄道係員に対する暴力行為は、利用者の安全にも関わる重要な問題であると認識しております。

そうしたことから、大阪府警察との会合において、警察官に市内主要駅を構内も含め巡回していただくことや、暴力行為が多発している週末深夜時間帯に巡回を強化していただくことをお願いしています。

また、市のホームページに鉄道事業者による「駅や車内でのマナー啓発」のページをリンクすることで鉄道利用のマナー向上に係る情報を提供しています。

誰もが安心して公共交通が利用できる環境づくりに向けて、引き続き、鉄道事業者や大阪府警察と協力していきます。

## **7.堺地区協議会独自要請項目(6項目)**

### **(1) 堺臨海地区における防災対策の強化について**

堺臨海地区においては、昨年台風 21 号に伴う高潮の影響で、一部事業所をはじめ、広域にわたって浸水する被害が発生した。今後の災害によっては人的被害が発生することが懸念される。大阪府と連携を取り、防波堤の増強をはじめとする道路の拡幅や排水設備の充実等、防災対策について早急に対策を講じること。

併せて、緊急時の迂回道路として企業敷地の活用など、避難経路の確保についても早急に堺市として関係各所に要請すること。

（回 答）危機管理室 危機管理課  
建設局土木部土木監理課

堺臨海部における防潮堤の対応については、昨年台風第 21 号以降、大阪府が早急に復旧工事を行いました。

現在、大阪府（港湾局）が想定最大高潮に対する浸水シミュレーションを行っており、公表後は大阪府と連携し避難計画の策定や高潮ハザードマップの作成など高潮防災対策に取り組んでいきます。防潮堤などの海岸保全施設の増強を含めたハード対策については、公表結果を踏まえ大阪府（港湾局、環境農林水産部及び危機管理室）へ要望していきます。

また、緊急時の避難経路の確保については、これまで津波避難対策について大阪府と共に事業者の皆様とワークショップなどを通じて協議を進めており一部の事業所からは一定のご理解をいただいているところです。津波避難対策のみならず、事故など大規模災害時の避難を含めた避難経路の確保について、具体的な協議の場づくり等、議論を深めていきます。

## **(2) 交通バリアフリー化整備促進について**

ノンステップバスの導入に関しては、身体障害者・高齢者等のいわゆる交通弱者の生活交通確保・社会参加促進の観点から、国としての「地域公共交通確保維持改善事業」に基づく国庫補助と、堺市からの「バリアフリー化設備等整備事業」による財政支援が行われている。これは協調補助となっているため、国庫補助が実行されなければ自治体補助も実行されないのが実態である。ついては、「堺市生活交通改善事業計画」に基づき、ノンステップバスの導入に対する自治体単独補助制度を確立すること。

併せて、公共交通のアクセスを考慮し、道路におけるバリアフリー化を整備促進すること。

(回 答) 建築都市局 交通部 公共交通課  
建設局道路部道路計画課

本市は、平成 13 年度から鉄道駅 19 駅及びその周辺 16 地区においてバリアフリー基本構想を策定するとともに、補助制度を設けて交通事業者を支援するなど、先進的に公共交通等のバリアフリー化に取り組んできました。

現在、本市では、国とともに事業者に補助を行い、誰もが乗り降りし易いノンステップバスの導入促進に取り組んでおり、今後もホームでの接触・転落事故を防止するための可動式ホーム柵の設置など、事業者と協力して積極的にバリアフリー化を進め、すべての人がより安全に安心して利用できる公共交通をめざしていきたいと考えています。

なお、ご要望の単独補助につきましては、国における公共交通機関に係る移動等円滑化基準やガイドラインの見直しの動きも見据えながら判断していく必要があると考えています。

また、鉄道駅周辺 16 地区の道路のバリアフリー化につきましては、交通バリアフリー基本構想に基づき、それぞれの地区において事業計画を策定し、道路のバリアフリー化に取り組んでおり、令和 2 年度末の整備完了に向け、推進してまいります。

## **(3) 泉北ニュータウン活性化対策について**

泉北ニュータウンにおける高齢化率は 30%を超え、今後も上昇することが想定されており、人口減少や公共施設の老朽化など、多くの課題が山積している。泉北ニュータウンの高齢化が進む中で、健康寿命の延伸に向けた施策の充実をはじめとした、モデルタウンとしての活性化対策を早急に講じること。

(回 答) 市長公室 ニュータウン地域再生室

泉北ニュータウンは、これまで、緑豊かな住環境を有するまちとして成熟してきましたが、社会経済環境が変化する中、人口減少や高齢化、住宅及び施設の老朽化等の様々な課題が現れていると認識しています。そのため、「泉北ニュータウン再生指針」を平成 22 年 5 月に策定し、様々な取組を行っています。

具体的には、旧高倉台西小学校への学校法人の誘致、Park-PFI 制度活用による大蓮公園の利活用、UR 都市機構や大阪府住宅供給公社の公的賃貸住宅事業者と連携した団地居室のリノベーション事業、泉北ニュータウン住まいアシスト事業(家賃補助)、泉北ニュータウンの魅力発信事業等を進めてきました。さらに、梅・美木多駅前広場再整備や近畿大学医学部等の開設を見据えた歩行者通行環境の整備等に取り組み始めました。

これらの取組の結果、泉北ニュータウンのある南区では、0 歳から 9 歳の人口が、平成 29 年は 53 人、平成 30 年は 133 人の転入超過に転じており(総務省「住民基本台帳人口移動報告 日本人」)、成果が現れ始めていると認識しています。

今後、「泉ヶ丘エリア」においては、大阪府、UR 都市機構、大阪府住宅供給公社、南海電鉄などと連携を図り、商業・文化・医療・教育施設が集積し、全国のニュータウン再生のモデルとなるよう活性化を図ります。

また、泉北ニュータウン内にある大阪府、UR 都市機構、大阪府住宅供給公社の公的賃貸住宅につきましては、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」に基づき、建替事業、集約事業、耐震改修事業、エレベーター設置や若年・子育て世帯の入居を促すリノベーション等の既存ストック活用事業を進めることとしており、今後も計画に基づきこれらの取組を推進してまいります。

加えて、健康寿命の延伸に向けた施策の一つとして、住民の健康寿命の延伸に資する産業創出に向けた取組として、本年 3 月に産学公民からなる「堺市健康寿命延伸産業創出コンソーシアム」を立ち上げ、泉北での先導的ヘルスケアビジネスの創出などに取り組んでいます。

引き続き、高齢化などの課題に対応しながら、持続可能なまちに向けた取組を進めてまいります。

#### **(4) 公営団地の耐震対策について**

泉北ニュータウンの原山台団地や茶山台団地、中区の宮園団地、北区の新金岡団地など、堺市には多くの公営団地があるが、築年数も古く耐震対策は急務であると考えます。また、耐震対策を講じる前に耐震検査が確実に完了しているかの検証も必要である。耐震検査・耐震対策を確実に行った上で、団地のバリアフリー化、リノベーション事業を進めていただきたい。

(回 答) 市長公室 ニュータウン地域再生室

泉北ニュータウン内にある大阪府、UR 都市機構、大阪府住宅供給公社の公的賃貸住宅につきましては、「泉北ニュータウン公的賃貸住宅再生計画」に基づき、建替事業、集約事業、耐震改修事業、エレベーター設置や若年・子育て世帯の入居

を促すリノベーション等の既存ストック活用事業を進めることとしており、今後も計画に基づきこれらの取組を推進してまいります。

(回 答) 建築都市局住宅部住宅まちづくり課

本市には、約 6,000 戸の市営住宅のほか、府営住宅が約 29,000 戸立地しています。これまで本市及び、大阪府においては、耐震診断の結果を踏まえ、公営住宅の建替えや耐震改修など、耐震対策に取り組んでいます。

また、バリアフリー対策としましては、エレベーターのない中層住宅へのエレベーター設置や、建替えに合わせた住戸内段差の解消など市営住宅のバリアフリー化を行っています。引き続き、耐震化を進めるとともに、高齢者などに配慮したバリアフリー化に取り組んでいきます。

#### **(5) サンスクエア堺(堺市勤労者総合福祉センター)について**

**2019 年度より、指定管理者が変わることになったが、この堺市勤労者総合福祉センターの設立目的を十分に理解の上、今後も連合との連携を図っていくこと。**

(回 答) 産業振興局 商工労働部 雇用推進課

堺市立勤労者総合福祉センターは、勤労者等の福祉の増進と教養文化の向上、労働組合の健全な発展に資することを目的として、平成 5 年に JR 堺市駅前に設置されました。

同センターは、昭和 57 年に労働団体や市内企業等からの協力を得て建設された堺市立勤労会館を、市立堺病院の建設のため、現在の場所に移転建替えしたものであり、設立に至った経過から、堺市立勤労会館の設置目的を引き継いだものとなっています。

施設の運営にあたっては、指定管理者と堺市が、同センターが設立に至った歴史的背景を改めて認識するとともに、設置目的に沿って事業が実施されるよう、労働団体や指定管理者及び堺市等が意見交換を行う会議を年 1 回以上開催するなど、関係団体等との連携・協力の強化を図っていきます。

#### **(6) 関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保について**

**2018 年 9 月に猛威を振るった台風 21 号の強風によって発生した、関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故は、想定外の事故であったと推測されるが、同時に空港連絡橋に偏ったアクセス手段の脆弱性をあらためて露呈することとなった。**

関西国際空港連絡橋が破損したことにより、一時 3,000 人以上の空港利用者等(空港旅客、送迎者、見学者、空港関係職員者等)が島内に孤立した。翌日より神戸空港に向けて高速船での救助を開始したが、対岸の泉州地域で居住する空港利用者は現実的に利用が困難であったことから、多くの帰宅困難者を発生させる事態となった。

このことを教訓に、空港利用者等を対岸である泉州地域に救助するため、各自治体より関西エアポート(株)に対し、早急に防災業務計画の見直しを図るよう強く

**要請していただくとともに、空港連絡橋および神戸空港航路以外の「非常時のアクセス手段の確保」を目的に、「災害発生時および非常事態発生時に関する協定書」を締結していただくよう、併せて要請する。**

(回 答) 危機管理室危機管理課

平成 30 年 9 月の台風第 21 号接近による関西国際空港・空港連絡橋へのタンカー衝突事故、高潮浸水被害、空港利用者の孤立などを受け、平成 30 年 11 月 21 日、大阪府知事から新関西国際空港株式会社及び関西エアポート株式会社に対し「今後の災害対応の強化について」要請を行っています。

この要請では、大阪府の協力体制のもと、空港施設・設備等の防災機能の強化及び災害発生時における自治体等の防災関係機関との連携強化の推進を求める内容となっています。

この要請を受け、関西エアポート株式会社が関西国際空港総合対策本部を設置し、大阪府をはじめ対岸自治体である泉佐野市、田尻町、泉南市のほか空港内外の 30 機関の参加のもと、緊急事態が発生した際の連携体制・オペレーション機能強化を図るため、新たな業務継続計画を策定されています。

堺市では、このような取り組みを注視しながら、関西国際空港や大阪府など関係自治体からの具体的な要請等を踏まえたうえで、対応を検討してまいります。



堺教政第 1611 号  
令和 2 年 1 月 17 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 田 中 宏 和 様  
大 阪 南 地 域 協 議 会  
議 長 森 義 仁 様  
堺 地 区 協 議 会  
議 長 吉 田 大 輔 様

堺市教育委員会  
教育長 中谷 省三

## 「学校の働き方改革」に関する要請について（回答）

令和元（2019）年11月27日付け、「学校の働き方改革」に関する要請について、下記のとおり回答いたします。

### 記

1. 堺市では「タイムカードの退勤を入れてから残って仕事をする」「土日はタイムカードの打刻をしない」ことが常態化している職場が存在し、正確に勤務時間が把握できていない。また、医師との面談を避けるため、勤務時間を過少申告する職員も存在するため、すべての学校で、ICTやタイムカードなどにより、教員が業務に従事している時間を「在校等時間」として客観的に把握し、勤務時間管理を徹底し、過労死ラインといわれる1ヶ月80時間以上の超過勤務が行われないようにすること。

### 【回答】

出退勤時刻の記録を適正に行うことは、勤務時間外滞在時間を正確に把握し、健康管理に努めるうえで重要であると認識しております。

教職員の勤務時間については、教職員情報システムにおいて、校園長が適正に把握・管理するよう指示しているところですが、引き続き、様々な機会をとらえ、OTRへの確実な打刻や勤務時間の適正な把握・管理について指導してまいります。

2. 「勤務時間の上限に関するガイドライン」に掲げられている、時間外労働の上限（原則月45時間、年360時間）について、各学校が遵守できる環境を整備し、実効性を確保すること。策定予定の「堺市における公立学校の教師の勤務時間に関する方針等」については、時間外勤務を削減する実効あるものとする。

【回答】

文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を参考に、長時間勤務の改善やワークライフバランスの推進に向け、本市教職員の勤務時間に関する方針を策定してまいります。

3. 学校が担っている業務について、「教員が専門性を発揮できる業務かどうか」などの観点から、「学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが必ずしも教員が担う必要のない業務」、「教員の業務」に仕分け、教員の業務および勤務時間を削減すること。

①教育現場全体の業務量を減らすため、学校行事・全市的行事を精選する大胆な業務削減を行うこと。

【回答】

学校行事・全市的行事については、現在、縮減に努めているところであり、関係機関各団体とも検討しながら、それぞれの行事の運用等に関する良好な改善策についての取組を進めています。

今後も教職員の負担軽減を図り、業務軽減等につながる取組を進めてまいります。

②時間外勤務が長いのが中学校であり、その主な原因は部活動指導にある。部活動による休日出勤を減らしノークラブデーを確実に実施すること。

【回答】

ノークラブデーの定着については、生徒や保護者、地域の理解を得ながら円滑に推進できるよう、教育委員会で作成したチラシ等を配布し、全校でノークラブデーを学校の実情に応じて実施しています。

また、教員の負担軽減の観点からも、現在、部活動指導員を配置しておりますが、引き続き活動時間の縮減につながる取組を進めてまいります。

今後は、大阪府教育庁や大阪府中学校体育連盟、堺市中学校体育連盟との会議の場において検討するなど、教員の負担軽減に向けて努めてまいります。

③学校徴収金・給食費を公金に準じた取扱いとし、事務センターを立ち上げ、徴収や未納金の回収にあたり教職員の負担とならないようにすること。

【回答】

学校給食の公会計化については、昨年7月末に文部科学省が作成した「学校給食費徴

収・管理に関するガイドライン」を十分参考にしながら、教員の負担軽減を図る取組の一つとして検討してまいります。

学校徴収金の取扱いについては、帳簿の統一様式を学校園徴収金マニュアル改訂版に盛り込むなど、事務軽減の観点の取組を進めています。また、学校徴収金の一部を公会計とする準公会計化の実施自治体への情報収集を行うなど、現在、研究しているところです。

④教職員を増員すること。

**【回答】**

教職員定数・教職員配置基準の改善については、引き続き、国に対し要望してまいります。

4. 「一年単位の変形労働時間制」は、教員が年間を通して多忙な現状のままでは、期待できない。休日の増加と日常的な長時間労働の是正につながることを目的として慎重に協議すること。

**【回答】**

「一年単位の変形労働時間制」については、本市学校園における働き方改革を推進するための方策案の一つとして、他自治体の動向を注視しながら、慎重に検討してまいります。